

小郡市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年3月11日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年2月1日から令和6年2月26日まで
- 2 監査対象 環境経済部 農業振興課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和5年12月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（１）補助金交付及び支出事務について適正な事務処理を求めるもの

畜産振興総合対策事業補助金について、補助率変更による差額を９月補正で予算計上しているが、令和５年６月２８日に９月補正予算計上後の金額で補助金交付決定及び支出負担行為を行っていた。

市は申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。また、支出負担行為を行う場合には、歳出予算の配当額の範囲において、支出負担行為の内容を示す書類を添えて、決裁を受けなければならない。適正な事務処理を行われたい。

（２）修繕工事について適正な事務処理を求めるもの

下岩田農政共同作業所雨漏り修繕工事について、緊急修繕工事指示伺決裁日以降に提出された見積書がなかった。また、修繕工事とすべきだったが、対応の遅れにより、緊急修繕工事として契約事務を行っていた。

修繕工事の区分及び契約実務手順については、平成２６年３月３１日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」で示されている。見積書は、適正な時期に徴されたい。また、緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事であることから、内容に応じて適正な工事の区分を設定し、遅滞なく契約事務を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（１）文書事務（１件）

- ・文書管理が適正でないもの

（２）調定事務（１件）

- ・調定の時期が適正でないもの

（３）徴収事務（１件）

- ・証紙の消印が適正でないもの

（４）旅費支出事務（１件）

- ・出張命令及び出張復命が適正でないもの

（５）補助金支出事務（１件）

- ・補助金等交付申請書を適正に審査していないもの

（６）公有財産管理事務（２件）

- ・行政財産目的外使用許可書の交付時期及び使用料が適正でないもの
- ・財産台帳を適正に整理していないもの

（７）物品管理事務（１件）

- ・公印台帳を適正に整理していないもの

（８）予算事務（１件）

- ・財政課長の合議がないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい